# 主 文

## 本件特別抗告を棄却する。

### 理 由

本件特別抗告の理由は末尾添附の書面記載のとおりである。

職権を以て調査するに、被告人は東京地方裁判所刑事第九部の昭和二六年一〇月 一五日附保釈保証金変更決定により変更された同裁判所裁判官井口浩二のなした同 年一〇月八日附保釈許可決定により保証金三万円を納付して釈放されたが、その後 指定条件に違反したため、同庁において昭和二七年五月二九日その保釈を取消す決 定がなされたから被告人に対する保釈保証金額を変更する原決定を取り消しても実 益がないようになつたのであるから、結局本件特別抗告はその理由がないこととな る。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により、主文のとおり決定する。 右は全裁判官一致の意見である。

## 昭和二九年四月二六日

## 最高裁判所大法廷

找判長裁判官	田	中	耕大	郎
裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	井	上		登
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	真	野		毅
裁判官	島			保
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎

裁判官	河	村	又	介
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	入	江	俊	郎